

石綿含有分析調査業務委託仕様書

1 業務名称

御所の内公園便所における石綿含有分析調査業務委託

2 調査対象施設概要

- (1) 施設名称 御所の内公園便所
- (2) 所在地 京都市下京区七条御所ノ内本町5 地内
- (3) 施設用途 便所
- (4) 施工年 昭和45年頃

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年10月30日まで

4 業務の目的

「2 調査対象施設概要」に示す施設の工事を行うにあたり、工事範囲において使用されている建材に石綿が含有している可能性があるため、分析調査により含有の有無を明らかにすることを目的とする。

5 業務内容

(1) 資料採取

「7 試料採取の仕様及び位置」に示す採取箇所において、分析調査に用いる試料を採取する。
なお、具体的な採取箇所については、作業の安全性等を考慮して選定し、本市監督員の承諾を得て決定すること。

(2) 採取試料に係る石綿含有分析調査

(1)で採取した試料について、「8 分析調査」に示す方法により分析を行い、石綿の含有の有無を明らかとするとともに、石綿を含有している場合、含有率を明らかとする。

6 調査計画書

試料の採取に着手する前に、以下の項目について書面にて調査計画書を提出すること。

- (1) 試料採取の方法、採取予定箇所
- (2) 試料採取の作業時の安全対策
- (3) 分析の方法、分析機関及び分析に係る技術者の資格の内容
- (4) 試料採取後の補修の有無及び補修を行う場合はその方法

7 試料採取の方法及び位置

(1) 試料採取箇所

試料採取箇所は下記及び別紙図面に示す位置及び種類とし、下記表に示す調査する建材ごとに各3箇所／1検体の合計3検体とする。詳細な採取位置や試料の量等については、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」によること。

	対象建物		調査する建材・仕上塗材		
No	図面記載	構造・規模・年代	採取箇所		種別
1	便所棟	RC 造、 平家建、 昭和 45 年頃	外壁		吹付タイル仕上
2			内 部 仕 上	一部内壁	タイル張(100mm 角)
3				一部内壁	タイル張(25mm 角)

※ 仕上塗材については、層別（下地調整材、主材、上塗材）の分析を行うことを原則とするが、層別の分析が困難である場合は、監督員に事前に報告のうえ、層別の分析は不要とする承諾を受けること。

※ モルタル下地等（タイルの貼付けモルタルや下地調整含む）モルタル部分についても、混和材に石綿が混入されている可能性が考えられるため、調査対象としている。モルタル部分も削り取って分析を行うこと。

(2) 試料採取の方法

試料の採取は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」による。

なお、試料は石綿を含有している可能性があるため、飛散防止対策を行うとともに、防じんマスク等の個人用保護具を着用し、高所で作業を行う場合は、脚立、はしごなどを正しく使用し、必要に応じて、安全帯、保護帽を着用するなど、転落、墜落防止策を十分にとり、安全措置ができない箇所では無理な試料採取は行わないこと。

(3) 試料採取箇所の補修

試料採取を行った箇所は、固化材や接着剤の塗布を行うとともに、簡易な補修を行うこと。試料採取を行うことで漏水の危険が生じる箇所については、補修を行う前に、監督員に補修方法について説明し、承諾を受けること。

8 分析調査

「7 試料採取の仕様及び位置」で採取した全ての試料について定性分析を行い、石綿を含有していると判定された試料については、定量分析を実施すること。

分析方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日基発1222第17号）に基づくこと。

9 資格要件

(1) 試料採取を行う者の資格要件

試料の採取を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者

- b 一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部の調査を行う場合に限り、登録規定第2条第3項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
 - c 令和7年8月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- (2) 分析調査を行う者の資格要件
- 分析調査を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。
- a 「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等」(令和2年厚生労働省告示第277号)第1条第一号に規定する厚生労働大臣が定める所定の分析調査講習を修了し、修了考査に合格した者
 - b 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
 - c 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
 - d 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
 - e 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
 - f 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

10 報告書

試料採取、分析を行った結果を以下の項目について書面にて報告を行うこと。

- (1) 石綿をその重量の0.1%を超えて含有しているか否か。
- (2) 検体採取及び分析を行う者の資格者証の写し。
- (3) 試料採取前、採取中及び採取後(補修)の状況が判る写真。

11 費用の負担

受注者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な業務に係る人員物資の移動、運搬、報告書の作成及び提出に係る費用
- (2) 各種試験検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 試料を採取するための脚立、高所作業車等に係る費用
- (4) 試料採取箇所の補修に要する費用
- (5) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (6) 本市の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償

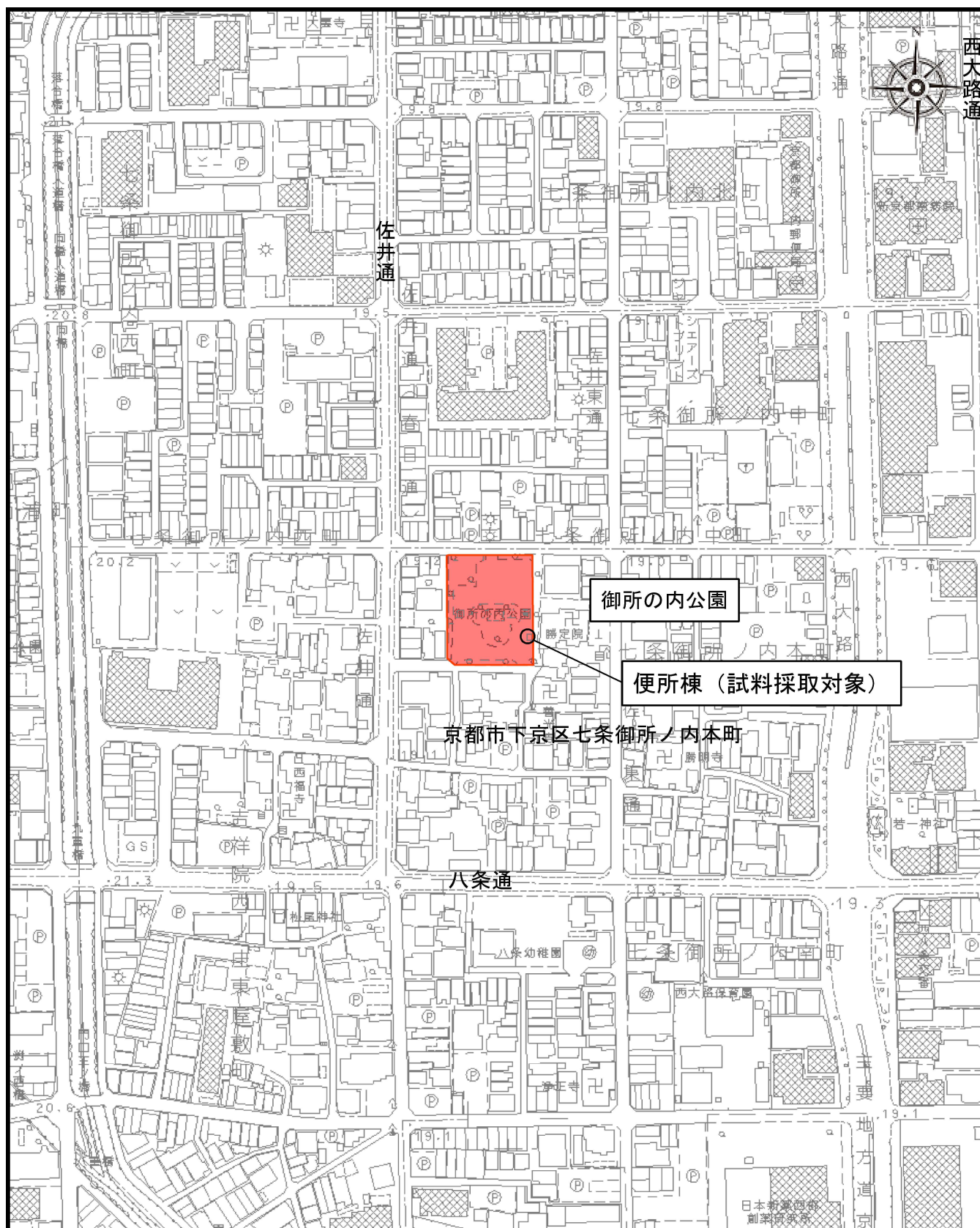
12 準拠法令等

準拠する法令等は以下のとおりとする。なお、準拠する法令等は最新のものとし、本業務の委託期間中に、法令等が改正された場合は、改正後の基準等に準拠すること。

- (1) 大気汚染防止法及び同施行令

- (2) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則
- (3) 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）
- (4) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）

箇所図（１）



1 / 2500

: 履行箇所

御所の内公園

南部土木みどり事務所

No.1

御所の内公園

公園入口



No.2

御所の内公園

トイレ全景



No.3

御所の内公園

共用トイレ

小便器





No.4

御所の内公園

共用トイレ

入口



No.5

御所の内公園

共用トイレ

和式便器



No.6

御所の内公園

共用トイレ

和式便器

No.7

御所の内公園

共用トイレ

手洗い



No.8

御所の内公園

余白

No.9

御所の内公園

余白